

大洲市週休2日確保工事試行要領

基準適用年月 令和8年7月～

(目的)

第1条 この要領は、大洲市（以下「発注者」という。）が発注する工事において、建設現場における週休2日を確保すること、技術者及び技能労働者が適切に休日を確保することにより、建設業の就労環境の改善を図り、中長期的な担い手の確保を目的とする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

1 週休2日確保工事

週休2日確保工事とは、本要領に基づき、週単位（完全週休2日（土日））、月単位又は通期で現場閉所による週休2日の確保に取り組む工事をいう。

2 週休2日

(1) 週単位（完全週休2日（土日））

対象期間において、全ての週で現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 月単位

対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(3) 通期

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

3 対象期間

現場着手日（工事看板設置や起工測量等の現場作業開始日）から工事完了日（後片付けや工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日）までの期間をいう。

なお、年末年始（12月29日から1月3日まで）の6日間、夏季休暇（土日を除く。）3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、他工事との工程調整による不稼働期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など対象として取り扱うことが適当でない期間は含まない。

4 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業（内業）を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

5 週休2日の達成判断

週休2日確保工事の達成判断は、次のとおりとし、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(1) 週単位（完全週休2日（土日））

対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本試行においては、悪天候等による現場閉所日の振替など受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、受注者において事前に土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

(2) 月単位

対象期間内の全ての月毎の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、 28.5% （ $8日 / 28日$ ）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5% に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、 28.5% 以上を達成しているものとみなす。

(3) 通期

対象期間内の現場閉所率が、 28.5% （ $8日 / 28日$ ）以上の水準に達する状態をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日確保工事は、発注者が発注する全ての工事を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事を除く。

- (1) 社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事（災害復旧等の緊急工事、供用開始時期が決められている工事等）
- (2) 現場条件又は対象期間の制約が厳しい工事
- (3) 対象期間のうち、実作業日数が1週間未満の工事
- (4) その他週休2日の確保に取り組むことが適当でないと認められる工事

2 発注者は、週休2日確保工事として指定する工事については、発注時に通期の週休2日確保工事として取り組むことを指定し、特記仕様書（別紙1）を添付して対象工事である旨を明示するものとする。

3 週休2日確保工事は、原則として通期の週休2日確保工事として取り組むものとする。ただし、受注者は、対象工事の施工条件等を踏まえ、発注者と協議のうえ、次の取組に変更することができる。

- (1) 週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事
- (2) 月単位の週休2日確保工事

(現場閉所日の確保)

第4条 週休2日確保工事に取り組む場合は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。なお、週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事において、土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。

3 現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行わないこととする。ただし、次の各号に該当する場合は、現場閉所日における作業として扱わないこととする。

- (1) 異常気象時等の緊急時の対応であるもの。
- (2) 現場見学会等、現場を公開するもの。
- (3) 発注者の指示によるもの。

4 発注者は、特別な理由がある場合を除き、土曜日及び日曜日の作業を指示しないものとする。

(実施方法)

第5条 工事請負契約約款第3条に基づき受注者が提出する工程表は、通期の週休2日確保を反映したものとする。

2 受注者は、第3条第3項により取組みを変更する場合は、現場着手日までに工事打合簿により発注者と協議しなければならない。変更した場合は次のとおり実施するものとする。

(1) 週単位（完全週休2日（土日））又は月単位の週休2日確保工事

工事請負契約約款第3条に基づき受注者が提出する工程表は、週単位（完全週休2日（土日））又は月単位の週休2日確保を反映したものとする。

(2) 通期の週休2日確保工事

工事請負契約約款第3条に基づき受注者が提出する工程表は、通期の週休2日確保を反映したものとする。

3 受注者は、工事途中に工事打合簿に理由を記載し通知することで、週休2日の取組みを次のとおり変更することができる。

(1) 週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事は、月単位若しくは通期の週休2日確保工事に変更することができる。

(2) 月単位の週休2日確保工事は、通期の週休2日確保工事に変更することができる。

4 受注者は、工事看板等で週休2日確保工事である旨を周知するものとする。

5 受注者は、第4条第2項により現場閉所日の振り替えをする場合は、工事打合簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。

6 発注者は、工事変更請負契約にあたっては、あらかじめ現場閉所率を確認するものとする。なお、受注者は、工事日報やKY活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

7 受注者は、工事途中に週休2日確保工事を取りやめる場合は、理由を記載した工事打合簿を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

(工事成績評定)

第6条 通期の週休2日確保を達成した工事については、工事成績評定の「工程管理」で加点評価を行う。週単位（完全週休2日（土日））若しくは月単位の週休2日確保を達成した工事については、追加で加点評価を行う。

2 明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「法令遵守等」で減点措置を行う。

(留意事項)

第7条 週休2日確保工事の実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。

(1) 工事を一時中止した場合は、週休2日が確保できる工期を延期する。

(2) 施工箇所が点在する対象工事の場合、工事全体として判断する。

(3) 現場閉所率は小数第1位までとし、小数第2位を四捨五入とする。

(アンケート調査)

第8条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後であっても同様とする。

(入札公告)

第9条 週休2日確保工事の試行にあたっては、入札公告において対象工事である旨を明示するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

別紙 1（第 3 条関係）

大洲市週休 2 日確保工事の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）

（対象）

第 1 条 本工事は、大洲市週休 2 日確保工事試行要領（以下「要領」という。）に基づく週休 2 日確保工事の試行対象工事である。

（対象工事の取組区分）

第 2 条 本工事は、要領に基づき、原則として通期の週休 2 日確保工事として取り組むものとする。

2 受注者は、対象工事の施工条件等を踏まえ、発注者と協議のうえ、次の取組に変更することができる。

(1) 週単位（完全週休 2 日（土日））の週休 2 日確保工事

(2) 月単位の週休 2 日確保工事

※ 変更は、現場着手日までに工事打合簿により協議し、発注者の承諾を得るものとする。

（現場閉所日の確保）

第 3 条 受注者は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。なお、週単位（完全週休 2 日（土日））の週休 2 日確保工事において、土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行うものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週 7 回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行われていれば、完全週休 2 日（土日）を達成しているとみなす。

3 受注者は、現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行ってはならない。ただし、次の各号に該当するものは除く。

(1) 異常気象時等の緊急時の対応であるもの。

(2) 現場見学会等、現場を公開するもの。

(3) 発注者の指示によるもの。

（実施方法）

第 4 条 工事請負契約約款第 3 条に基づき受注者が提出する工程表は、通期の週休 2 日確保を反映したものとする。

2 受注者は、第 2 条により取組みを変更する場合は、現場着手日までに工事打合簿により発注者と協議しなければならない。変更した場合は次のとおり実施するものとする。

(1) 週単位（完全週休 2 日（土日））又は月単位の週休 2 日確保工事

工事請負契約約款第 3 条に基づき受注者が提出する工程表は、週単位（完全週休 2 日（土日））又は月単位の週休 2 日確保を反映したものとする。

(2) 通期の週休 2 日確保工事

工事請負契約約款第 3 条に基づき受注者が提出する工程表は、通期の週休 2 日確保

を反映したものとする。

- 3 受注者は、工事途中に工事打合簿に理由を記載し通知することで、週休2日の取り組みを次のとおり変更することができる。
 - (1) 週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事は、月単位若しくは通期の週休2日確保工事に変更することができる。
 - (2) 月単位の週休2日確保工事は、通期の週休2日確保工事に変更することができる。
- 4 受注者は、現場着手日までに「月間現場閉所（計画・報告）書」（様式1）を監督員に提出し確認を受けるものとする。
- 5 受注者は、原則として毎月末に「月間現場閉所（計画・報告）書」（様式1）を監督員に提出し、現場閉所の状況を報告するものとする。
- 6 受注者は、工事看板等で週休2日確保工事である旨を周知するものとする。
- 7 受注者は、第3条第2項により現場閉所日の振り替えをする場合は、工事打合簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。
- 8 受注者は、現場作業がすべて完了した後、「週休2日確保工事履行報告書」（様式2）を作成のうえ監督員に提出しなければならない。
- 9 発注者は、工事変更請負契約にあたっては、あらかじめ現場閉所率を確認するものとする。なお、受注者は、工事日報やKY活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。
- 10 受注者は、工事途中に週休2日確保工事を取りやめる場合は、理由を記載した工事打合簿を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

（アンケート調査等）

第5条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

（その他）

第6条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

様式1

月間現場閉所(計画・報告)書

工事名:
工期:
受注者:
現場代理人:

項目	事例	結果
作業	作業を実施	稼働日
休日	現場閉所(休日)	閉所日
天候	天候による現場閉所	閉所日
製作	工場製作	対象外
中止	工程調整等による一時中止	対象外
その他	その他、対象期間外	対象外

[illegible]

様式2

提出日 年 月 日

(提出先)大洲市長

週休2日確保工事履行報告書

受注者

次のとおり、週休2日確保工事の実施結果を報告します。

工事名	
工期	
対象日数	
現場閉所日	
現場閉所率	